

議案第 8 1 号

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年三次市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じ

なければならない。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「広島県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は広島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。